

## 家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 日時

平成26年12月18日(木)午後3時00分から午後5時00分まで

### 第2 場所

東京家庭裁判所大会議室

### 第3 出席委員(五十音順)

岡田幸之, 貝阿彌誠, 各務美奈子, 鹿野伸二, 川原隆司, 木元和子, 澄川洋子,  
竹内景子, 棚村政行, 乃南アサ, 巻淵真理子, 三森仁, 森邦明

### 第4 テーマ

近時の成年後見事件の実情について

### 第5 議事

1 新委員挨拶(貝阿彌委員, 鹿野委員, 川原委員, 木元委員, 棚村委員, 森委員)

2 委員長の転出に伴う新委員長の選任

委員の互選により, 貝阿彌委員が委員長に選任された。

3 近時の成年後見事件の実情について

(1) テーマ選択について

(委員長)

近時, 高齢化や認知症患者の増加に伴って, 成年後見事件への関心が高まっていることから, 本日は, 「近時の成年後見事件の実情」と題したテーマで進めさせていただく。

(2) 家庭裁判所による総論説明

(説明者)

ア 成年後見制度について

成年後見制度とは, 認知症などの精神上的の障害により, 買い物や預貯金

の払い戻しなどが1人でできないか、あるいは、誰かの援助を必要とする状態になったときに、本人の行った法律行為、例えば、買い物等を事後に取り消すことができるようにするとともに、本人に代わって財産を管理したり、処分したりするための代理人を選任する制度である。精神上的障害のレベルにより、後見、保佐、補助に分かれる。

次に、任意後見制度とは、能力の低下する前に、あらかじめ自らが選んだ代理人との間で財産管理を委任する契約を締結し、能力が低下した際に、家庭裁判所に受任者を監督する者の選任の申立てをして、家庭裁判所が監督人を選任することにより発効する制度である。希望する特定の者が後見人になるということから、本人の意向がより尊重されるとともに、本人の能力の制限がない、要するに、取消権というものが無いというのが特徴である。

#### イ 成年後見等申立事件の動機について

成年後見制度が利用される動機の第1位は、預貯金の管理や解約のためであり、銀行等の金融機関から、解約の際に成年後見人等の選任が必要と説明されたために申立てをするということが最も多い。第2位は、介護保険契約の締結のため、第3位は、介護契約、施設入所契約、医療契約等、身上監護に関する契約締結のため、第4位は、不動産の処分のため、第5位は、相続手続のため、という順になり、通常は、本人が誰かにだまされるのを防止するためということではなく、本人の財産を管理処分する必要が出てきたためということが多い。

#### ウ 申立人と本人との関係について

第1位が子供、第2位が市区町村長、第3位が兄弟姉妹、第4位がその他の親族となっている。市区町村長が申立てをする場合は、例えば親族がいない事案とか、高齢者虐待事案などが考えられる。法律上は、利害関係人に申立権がないので、親族が申立ての中心になる。

## エ 申立件数について

後見開始等の申立ての新受件数は増加傾向にあり，全国統計で，平成21年に2万7397件であったものが，平成22年には3万0079件，平成23年には3万1402件，平成24年には3万4689件，平成25年には3万4548件となっている。ちなみに，平成25年の東京家庭裁判所の新受件数は5137件である。

## オ 成年後見人等と本人との関係について

後見人における親族の割合は42.2%であり，その多くは子供である。弁護士，司法書士，社会福祉士の割合は49.5%であり，その他，例えばNPO法人，一般社団法人，行政書士，社会福祉協議会等が8.3%，区や大学が養成している市民後見人も一定の数で選任されている。

弁護士，司法書士，社会福祉士等の専門職後見人の選任割合は，ここ数年増加傾向にあり，親族間紛争があつたり，親族との関係が疎遠であつたりするなど，親族を選任するのが適切でない事案のほか，親族が特定の専門職を推薦する事案などが増えているためではないかと考えている。

## カ 後見人の権限について

成年後見人は，本人の生活，療養看護及び財産に関する法律行為を行い，法律行為を代理するに当たっては，本人の意思を尊重し，かつ，その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならないが，その権限の行使については，本人の居住用の不動産を処分することを除いては，家庭裁判所の許可を得る必要はないと定められている。

なお，後見監督人が選任された場合には，不動産等の重要な財産の処分をする場合には，監督人の同意が必要となる。

## キ 不適切な後見事務について

不適切な後見事務の例としては，遊興費や投資等として使ってしまった，本人からお金を借りた，贈与を受けた，不動産を購入した，リフォームし

たというもののほか，報酬名目や介護費用名目で，本人の預金から金銭を下ろしたり，後見人の子供，すなわち孫のために贈与したというものもある。

#### ク 後見事務について

後見事務は，単なる親族による援助の事務ではなく，公的な性格があると説明されている。配偶者や直系血族または同居の親族との間で横領の罪を犯した者は，刑が免除されるのが通常であるが，親族が後見人の場合であっても，刑が免除されたり，量刑に当たり酌むべき事情として考慮されることも相当ではないと，最高裁の判例で判示されている。

#### ケ 東京家庭裁判所の取組について

東京家庭裁判所では，親族後見人選任時に，後見事務について説明したQ & Aという冊子を配布したり，説明会を開催して，職員が後見事務の留意点を説明したりしている。さらに，後見人として選任後，すぐに報告書を提出するように指示し，年1回，家庭裁判所に後見等事務の報告書を提出するように求めている。報告書の記載方法が不明という後見人に対しては，継続研修を実施している。このほか，ウェブサイト上に後見センターレポートを掲載して，最近の後見センターの取組等を紹介したり，報告書提出の機会に，報告の遅滞や内容の不備などを把握して，調査を行っている。なお，東京家庭裁判所では，調査人という制度も積極的に利用している。

調査の結果，後見人等として不十分であるとか，不安があるというような場合には，後見監督人等を選任して，監督人にさらなる監督をさせたり，後見人等として選任し続けることはよくないということになると，辞任を促したり，解任をしたりして，より適任の後見人に変更している。

また，監督という事後審査だけでなく，信託という事前審査の方法も取り入れており，特に，財産の保護を図るため，平成24年2月からは，後

見制度支援信託の利用を積極的に進めている。後見制度支援信託とは、一定の財産については信託財産として信託し、解約するには、裁判所の発行する指示書を要するという仕組みで、東京家庭裁判所本庁では、平成26年11月末現在で1036件の利用実績がある。

#### コ 不正事例の増加について

不正事例は、全国統計で、平成23年が被害件数311件、被害総額約33億4000万円、平成24年被害件数624件、被害総額48億1000万円、平成25年被害件数662件、被害総額44億9000万円となっている。

#### サ 今後の課題等について

厚生労働省の推計によると、認知症の高齢者数は、平成22年に280万人であったものが、平成24年に305万人、平成27年に345万人、平成32年に410万人、平成37年に470万人になると言われており、後見事件等の増加は予想されているところである。

一方、後見人の仕事は、本人の能力が回復して後見開始の審判が取り消されるか、または本人が死亡しない限り、終了することはない。したがって、申立ての動機で紹介したように、施設契約を締結しても、不動産を売却しても、遺産分割が終了しても、後見開始の審判が取り消されることはなく、後見人の職が解かれることもない。その結果、家庭裁判所における監督継続中の本人数は累積的に増加することになるわけであり、全国統計で、平成22年12月末時点では14万309人であったものが、平成23年では15万3314人、平成24年では16万6289人となり、平成25年12月末時点では17万6564人に増加している。

そこで、これにどのように対応するかが家庭裁判所の課題となる。

まず、必要な人員を増員するとともに、事務の合理化や監督にかかわる書類の簡略化、省略化等を進めなければならないと考えている。

さらに、行政や社会福祉協議会、専門職団体等の関係機関と必要な連携を図り、家庭裁判所が行うべき役割と他の団体が行うのが相応しい役割に、適切に分担していくことが必要ではないかと考えている。

このように、今後、数十年にわたって事件の増加が見込まれる現状の中、制度の運用という広い視点で見た場合、まず、監督として、裁判所はどこまで介入することを期待されているかということ、親族の理解をどう得ていくかということ、一方で、専門職後見人の選任割合も5割に及んでおり、専門職後見人にも少なからず不適切な後見事務というものが存在する以上、この監督はどうあるべきかということ、さらに、家庭裁判所だけで担うのが相当か、また可能かということ、以上、制度の運用として何が求められていて、何が不要であると考えられるのかについて、大所高所からご意見を頂きたい。

### (3) 意見交換

#### (委員長)

東京家庭裁判所に現時点で係属している成年被後見人等の本人数はどのくらいか。

#### (説明者)

平成25年12月末時点で2万2122人である。

#### (委員)

不正事例を発見できている方法としては、どういう方法が多いか教えて欲しい。

#### (説明者)

印象で言うと、一番多いのは、報告書を提出しないという現象から、こちらが督促とか銀行に照会をしたりすると、残高が減っているとか、不正をしたとの申告が一番顕著である。2つ目が、監督人から、どうもおかしいという連絡が来る、あとは、提出された報告書の中で、自らこういうことに使っ

たということもある。そのほか、預金の残高が減っているので、説明を求めると不正を自認するとか、あるいは、書類の不備から分かるということもある。また、施設費用の滞納等があると、施設から連絡が入るので、そういうことで把握することもある。

（委員）

後見人ができる行為の内容に医療契約とあったが、例えば、手術の同意とか、各種予防接種の同意というのも、後見人がすることができるということではよいか教えて欲しい。

（説明者）

医療契約は、病院との間で、診療報酬を支払うという財産に関する契約のことであるから、後見人の権限に属するのに対して、手術の同意とか、各種予防接種の同意は、医療同意と言われるもので、これは、後見人の権限ではないというふうに言われている。なお、医療同意の問題は、後見特有の問題ではなく、本人の意思確認ができないときに、誰の承諾又は同意をもって、手術などを行うのかという問題であり、それが、法的にどのように整備されているかというのは、いろいろと議論があるのだろうと思われる。

（委員）

成年後見制度支援信託の利用が平成24年と平成25年では随分伸びてきているが、実情を教えて欲しい。

（説明者）

東京家庭裁判所では、本人の財産を保護する観点から、後見制度支援信託を積極的に活用しており、利用に当たっては、専門職である弁護士や司法書士に後見人として関与していただき、信託する財産の額と手元金として残す額を調査、検討してもらい、報告を受けた上で利用の適否を判断している。ただ、後見制度支援信託を取り扱っている銀行が4行しかないので、使い勝手の面でいろいろと議論のあるところである。

(委員)

不正事例の件数に関して、専門職の不正と親族による不正の内訳を教えてください。

(説明者)

平成25年の全国統計では、不正事例は662件で、被害総額は44億9000万円であるが、このうち、専門職による不正事例は14件で、被害総額は9000万円であった。

(委員)

後見人等が不正を行った場合に、裁判所として、被害救済などの対応を行ったりするのか教えてください。

(説明者)

常に被害救済は考えているが、裁判所としては、直ちに新しい後見人を選任し、新後見人が、本人のために、被害弁償すべき人に対して民事的な責任追及をしていくということになる。また、場合によっては、刑事的な処分を求めることもある。

(委員)

不正事例に関して、裁判所の負担を軽減するために、例えば、後見監督人として、弁護士やその他の専門職をたくさん選任して、預貯金の出し入れの管理をさせるなど、もっと活用するということもあり得るのではないかと思うが、いかがか。

(説明者)

裁判所としても、後見監督人を積極的に使うべきだというふうに考えているし、現に積極的に使っている。親族の場合には、本人との間の利益相反が常に起こるので、後見監督人が付くことで、第三者の立場で整理してもらえ、また、後見人もいろいろな相談ができるというメリットもある。ただ、報酬を払う必要があるので、そこの兼ね合いが必要ではある。



( 委員 )

調査人について，教えて欲しい。

( 説明者 )

調査人については，家事事件手続法 124 条に，「家庭裁判所は，適当な者に，成年後見の事務若しくは成年被後見人の財産の状況を調査させ，又は臨時に財産の管理をさせることができる。」という規定があり，これが根拠となっている。何か調査が必要だというときに，専門職を後見人に選んだり，あるいは監督人を付けたりすると，登記嘱託が必要になるため，機動性，利便性に欠けるところがあったが，調査人であれば，審判書きだけで調査をすることができるので，積極的に活用している。ただ，重大な事案や長期間にわたるような案件については，監督人を選任するなど，事案によって，使い分けをしている。

( 委員 )

調査人が付いているようなケースだと，報告の頻度は短くなるのか教えて欲しい。

( 説明者 )

調査人には，期間単位ではなく，特定の事項に関して調査してもらうことを考えており，通常，一，二度の面談と 2 か月以内ぐらいの報告を想定していて，調査の結果，さらなる調査や監督が必要なのか，あるいは，大丈夫なのかの見極めをしている。

( 委員 )

調査人と家庭裁判所調査官の調査では，調査の対象などに違いがあるのか教えて欲しい。

( 説明者 )

家事事件手続法 124 条 1 項が調査人の規定で，同条 3 項では，「家庭裁判所は家庭裁判所調査官に第 1 項の規定による調査をさせることができ

る。」と規定している。つまり、法律の規定上、違いはないということになるが、不正対応に関しては、弁護士や司法書士の調査が適していると考えているので、調査人として、弁護士や司法書士を選任している。一方、身上監護面に関しては、社会福祉士が適していると考えているので、調査人として、社会福祉士を選任している。

（委員）

施設関係者から、施設に入所している方の後見人の対応がよくないということで、家庭裁判所に相談を持ち掛けても、余り親身に取り扱ってもらえないという声を耳にしたことがあるが、家庭裁判所は、このような第三者からの相談に対して、どのように対応しているのか教えて欲しい。

（説明者）

後見センターレポートでも紹介しているが、不適切な後見人の情報等については、どんどん提供して下さいと公表しているところであり、忙しいから対応しないというようなことはあり得ないと考えている。特に東京家庭裁判所の場合は、よりよい後見人を探すことが、それほど苦ではないため、連絡や相談があれば、基本的には、この後見人が最適なのか、違う後見人を付けたほうがよいのかという発想で着手するので、何か連絡等があれば、直ぐに調査するという方針である。余り親身になってもらえないということに関しては、例えば、調査した結果、問題がないということになると対応がやや親身ではなくなってしまうことがあったのかもしれない。

（委員長）

後見制度支援信託を利用すれば、仮に、不正行為があっても、不正額は大きくならないと考えるが、全国的には、必ずしもどこでも信託が進んでいるというわけではないようである。どこに原因があるのか教えて欲しい。

（説明者）

まず、後見制度支援信託の説明をすると、後見人を疑っているという話に

なるほか、手数料がかかるために、親族にとってはあまり喜ばしい話ではない。この点が全国的に進まない要因であると考えているが、当の後見人に問題があるから信託を利用するというのではなく、各後見人の能力とか努力とは関係のないところで、例えば、流動資産が1000万円以上とか1500万円以上とか500万円以上とかで機械的に決められたとなると、納得できるということにはなると思う。

(委員)

欧米では、財産を持っていたら、専門の機関や信託銀行などできちんと管理するという土壌がある一方で、日本は、ずっと家族が中心にやってきたという歴史があり、後見制度支援信託に対して、抵抗感があるのは理解できる。現在は、過渡期にあり、こういう制度が日本の中にきちっと根付いていくような意識改革も必要であろうと考えている。

(委員)

裁判所で後見制度支援信託の運用基準なりを定めているのであれば、これを公表したり、後見監督人を付ける基準や後見制度支援信託に委ねる基準があれば公表していくことが効果的と考える。基準等がないのであれば、例えば、弁護士会側と協議をするなどして、基準を定めたり、意見交換を行ったりすることも考えられると思うが、いかがか。

(説明者)

ウェブサイトや先ほど紹介した「後見センターレポート」では、流動資産が500万円以上の場合には後見制度支援信託の検討対象とすることを公表している。ただ、新件の場合は「そうですか。」という感じであるが、途中から信託を利用する事件については、「今まで真面目にやってきたのにどうして。」という話が出たりするので、説明を丁寧に行う必要があると考えている。

(委員)

先ほど、親族の方を後見人等に選任した場合は、冊子を配布したり、説明会を実施したりしているということであったが、冊子をきちんと読む人と読まない人が出てくるのではないかと危惧するが、説明会などの実情を教えて欲しい。

(説明者)

選任時の説明会では、DVDを視聴してもらい、職員が説明を行っている。選任後も、提出された報告書に問題がある人や記載方法に問題がある人については、継続研修を実施している。また、説明会は4年前から始めたので、それ以前に選任した人たちにも希望者には参加をしてもらっている。このほか、先にも述べたように社会福祉協議会やリーガルサポートも様々な研修会を開催しているので、東京家庭裁判所からも他団体が行う説明会や研修会の紹介をしているところである。

(委員)

今はあらゆるものが電子化されている時代であり、例えば、支払を全てカードで行い、その明細さえ出せばいいようにするとか、後見人等の負担を軽減するような報告方法の工夫も必要なのではないかと考える。

(説明者)

報告書の簡易化とか省略化の話は、翻って、裁判所の監督業務の合理化の話でもあり、現在、親族後見人の負担を軽減する方策を検討しているところである。

(委員)

今後、ますます高齢化が進む中、家族と社会と国との、それぞれの役割分担をもう一度考えていく必要があると考えている。民間と行政と司法の役割分担と連携が適切に問われていかないと、家庭裁判所の事件処理だけが非常に過重となり、他の事件にも影響が出てきてしまうのではないかと危惧する。このことは、裁判所だけで議論できることではないので、社会全体の仕組み

として、もう一回見直すというような時期も来るのではないだろうかと考えている。

(委員)

後見事件の処理に関しては、任意後見の利用を増やすことが、今後の運用という意味では、かなり現実的ではないかと思うが、任意後見の実情について教えて欲しい。

(説明者)

まず、今は必要ないが、将来自分がどうなるか分からないから任意後見契約を締結しておこうと考える人が、どれだけいるかということになるわけで、任意後見契約がそれほど進んでいない理由もこのあたりにあるのではないだろうかと考えている。ただ、任意後見契約自体は、家庭裁判所が監督人を選任している件数よりもはるかに多く、任意後見契約を結んだ後に、家庭裁判所のほうに監督人の選任をしていない事例が、実は相当数あるという話も聞いている。なぜそのような事態になっているのかというと、1つは、家庭裁判所の監督に抵抗がある、ということではないかと考えている。

(委員長)

任意後見という制度は、一般的に知られているのか。

(委員)

公証役場で遺言書を作成するときに、公証人から、相続が発生するまでの間の手当てとして任意後見契約を結んだらどうかと紹介されたことがある。

(委員)

知人に、後見人をしているという話しをしても、後見って何ですかと言われることが多い。やはり、後見制度そのものを知らない人がかなり広くいるという実感である。

(委員)

一般人の感覚からすると、日本はまだまだ家族社会であって、福祉サービ

スを受けたり，入浴サービスを受けたりするだけでも，近所や人の目を気にするのが実情であると思う。それに加えて，後見事件で裁判所に行くとなると，もうそれだけで，みんな嫌なんだろうと思う。私自身，裁判所に行く用事があると知人に言うだけで，その場の空気が変わることを実感する。それがやはり一般の人の感覚と思う。その中で，成年後見制度というのは，特殊な身の上になってしまった人が，裁判所のお世話になって，法に縛られるというようなのが，一般の人の持っているイメージであろう。そういった中で，特に，任意後見制度は有用であると思うが，大切な情報が国民全体に行き渡っていないのが実情ではないか。世間では，今，終活が流行っていて，棺おけに入ってみたり，自分のお墓を探してみたりという人たちが増えてきているので，終活の前にもう一つやることがあるよというようなイメージ作り，怖くもないし心配しなくても大丈夫ですよというような意識改革を促す広報が，まず大事なのではないかと感じた。

（委員長）

いろいろなご意見を頂きまして，ありがとうございました。今後の取り組みに，参考にさせていただきたいと思います。

#### 4 次回予定

平成27年3月13日（金）午後3時00分